

東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の内容

- (1) 業務委託名 東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務場所 発注者が指定する場所
- (5) 見積限度額 253,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）
年度割額は契約協議により決定するものとする。

2 プロポーザル参加資格要件

- (1) プロポーザル参加申請書の提出日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 組合構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町のいずれか）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ウ 組合構成市町の建設工事等に係る資格（指名）停止措置要領等に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
 - オ 「東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく措置要件に該当する者でないこと。
 - カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 過去10年間（平成26年4月1日以降）において、元請けとして同種業務の完了実績（※1）を有すること。
- (3) 別紙「仕様書」のとおり、管理技術者、主任技術者、プラント担当技術者、土木・建築担当技術者、運営モニタリング準備担当技術者のそれぞれに資格または実績を有する技術者を配置できること。

※1 「同種業務の完了実績」は、平成26年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

| | |
|------|--|
| 同種業務 | 過去10年間（平成26年4月1日以降）に地方自治体（一部事務組合を含む）がDBO方式又はPFI方式により発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設（59t/日以上、全連続燃焼式の焼却施設に限る）における設計・施工監理業務 |
|------|--|

3 実施スケジュール

- ①実施の公告 令和6年7月17日（水）
- ②本プロポーザルに関する質問の受付期限 令和6年7月23日（火）
- ③本プロポーザルに関する質問の回答 令和6年7月26日（金）
- ④参加申請書等の受付締切 令和6年7月31日（水）

| | |
|-------------------|---------------|
| ⑤参加資格確認結果の通知 | 令和6年8月 2日（金） |
| ⑥提案書等の受付締切 | 令和6年8月 9日（金） |
| ⑦審査の実施及び優先交渉権者の決定 | 令和6年8月下旬～9月上旬 |
| ⑧仕様の協議及び契約の締結 | 令和6年9月上旬～9月下旬 |

4 本プロポーザルに関する質問

- (1) 質問先
東紀州環境施設組合 業務係
- (2) 質問受付期限
令和6年7月23日（火）午後5時まで
- (3) 質問方法
「様式第6号」に記載し、電子メールにより提出すること。
- (4) 回答 令和6年7月26日（金）
組合のホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。
- (5) 留意事項
電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

5 プロポーザル参加申請書等の提出

- (1) 提出先
東紀州環境施設組合 業務係
- (2) 提出期限
令和6年7月31日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。
- (4) 提出書類 以下に掲げるものを1部ずつ提出
 - ①プロポーザル参加申請書（様式第1号）
 - ②会社概要（様式第2号）
 - ③応募者の同種業務完了実績（様式第3号）
 - ④管理技術者の経歴（様式第4号）
 - ⑤主任技術者の経歴（様式第5号）
 - ⑥ ③、④、⑤に記載した実績が確認できる書類（TECRIS 登録又は契約書等の写し）
 - ⑦ ④、⑤に記載した資格の保有が確認できる書類（資格証等の写し）
 - ⑧提出日より3ヶ月以内に発行された納税証明書又はその写し（組合構成市町内に本店、支店又は営業所等を有する者は所在地市町が発行する市町税の納税証明書等、それ以外の者については国税の納税証明書）

※各様式の欄等は必要に応じて拡張してよいものとする。

6 参加資格確認

提出されたプロポーザル参加申請書等により、応募者について本プロポーザルへの参加資格要件

を満たしているかどうかの確認を行う。

- (1) 結果通知期日
令和6年8月2日(金)まで
- (2) 結果通知方法
電子メール

7 提案書及び見積書の提出

- (1) 提出先
東紀州環境施設組合 業務係
- (2) 提出期限
令和6年8月9日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。
- (4) 提出書類
 - ア 提案書 10部(うち9部には企業名等事業者を特定できる情報を記載しない)
 - イ 見積書 1部
- (5) 提案書の記載内容
 - ア 業務実施方針
 - ・本業務を実施するうえでの取組方針を示すこと。
 - ・本業務を円滑に実施するための工夫を示すこと。
 - ・A4版任意様式1頁以内に記載すること。
 - イ 業務実施体制
 - ・本業務を実施するうえでの技術者の配置及びその特徴等を示すこと。
 - ・業務、作成資料等に対するチェック体制を示すこと。
 - ・緊急時、作業ひっ迫時における社内のバックアップ体制を示すこと。
 - ・A4版任意様式1頁以内に記載すること。
 - ウ 特定テーマⅠ:「東紀州環境施設組合の特性を踏まえた設計及び建設工事の監理業務の実施上の課題と対応策について」
 - ・東紀州環境施設組合の特性を踏まえて設計及び建設工事の監理業務を実施するうえでの課題及びその対応策について示すこと。
 - ・A4版任意様式2頁以内に記載すること。
 - エ 特定テーマⅡ:「東紀州環境施設組合の特性を踏まえた運営モニタリング準備等業務の実施上の課題と対応策について」
 - ・東紀州環境施設組合の特性を踏まえて運営モニタリング準備等業務を実施するうえでの課題及びその対応策について示すこと。
 - ・A4版任意様式2頁以内に記載すること。
- (6) 提案書の作成要領
 - ア 提案書の用紙サイズは、日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。なお、スケジュール等を示す場合で、提案内容が「A4版」縦置きに適さない場合は、「A4版」横置き、「A3版」横置きとしてもよい。
 - イ 提案書は、フラットファイル等を使用せず、用紙左上1箇所ホッチキス止めの簡素なもの

とすること。

ウ 提案書の本文の文字サイズは、10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

エ 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。

オ 提案書 10 部のうち 9 部には企業名等事業者を特定できる情報を記載しないこと。

(7) 見積書の記載内容及び作成要領

ア 見積書の用紙サイズは、日本産業規格「A4 版」とし、自由様式とする。

イ 各年度の金額が分かるようにすること。

ウ 積算の内訳が分かる明細書を添付すること。

8 提出書類の取扱い

(1) 組合が提示する資料及び回答書は、仕様書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(2) 提出されたすべての書類は返却しない。

(3) 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(5) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく開示請求があった場合は、応募者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。

(6) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製し用いることがある。

9 審査及び優先交渉権者の決定

審査は提出された提案書等により、「東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託プロポーザル審査委員会」において実施する。以下のように評価を行い、最も優れている提案者を優先交渉権者として決定する。

(1) 実施日 令和 6 年 8 月下旬～9 月上旬 ※参加資格確認結果と併せて通知

(2) 実施会場 〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 10-41

尾鷲市立中央公民館 3 階大会議室 【予定】

(3) 実施方法及び留意事項

ア 審査は応募者ごとに行い、1 者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）とする。

イ 順番は、プロポーザル参加申請書の受付順とする。

ウ 出席者は、1 者につき 3 名以内とし、本業務を担当する管理技術者の出席は必須とする。

エ プレゼンテーション等は、本業務を担当する管理技術者又は担当技術者が行うこと。

オ プレゼンテーションに用いるスライドは、提案書の記載内容とし、分割や拡大したもののみ認めるが、変更及び新たな配布物は認めない。

カ 説明は提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

キ 会社名が特定できるような説明は行わないこと。

ク 審査は非公開のもと実施するものとする。

ケ 開始時間、その他の詳細な事項については、参加資格確認結果と併せて通知する。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(5) 優先交渉権者の決定

- ア 提出された提案書等を審査し、総得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 応募者の得点は各委員の採点を合算し、委員数で除した値とする。
- ウ 最低基準点を 50 点（配点合計の 5 割）とし、総得点が最低基準点に満たない者は、優先交渉権者として決定しない。応募者が 1 者の場合は、審査項目「参考見積」を除いた得点が 40 点（審査項目「参考見積」を除く配点合計（80 点）の 5 割）に満たなければ優先交渉権者として決定しない。
- エ 応募者の得点が同点であった場合は、各審査項目の得点を参考に審査委員会委員の合議により優先交渉権者を決定する。
- オ 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな優先交渉権者として手続を行うものとする。
- カ 応募者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

(6) 結果の通知

- ア 審査結果は、応募者に文書で通知する。
- イ 電話等による問い合わせには応じない。
- ウ 審査の経緯については、公表しない。
- エ 審査の結果に対する異議申立ては認めない。

1 0 仕様の協議及び契約の締結

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行う。
- (2) 本業務における契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約であり、優先交渉権者との契約の締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を繰り上げて、その者と契約の締結に向けて協議を行う。
- (3) 契約の締結後においても受注者が本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (4) 東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業における建設工事請負契約が締結に至らなかった場合は、本業務における契約の締結は行わない。

1 1 その他

- (1) 参加申請書を提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を「東紀州環境施設組合 業務係」へ提出すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出期限までに提案書等が提出されない場合
 - イ 提案書等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 正当な理由がなく、審査に不参加又は遅刻した場合
- (3) 本プロポーザルの手続において使用する言語は、日本語とする。
- (4) 本プロポーザルに係るすべての費用は応募者の負担とする。
- (5) 応募者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 2 本プロポーザルの手続に関する問い合わせ先

東紀州環境施設組合 業務係

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜 3 丁目 2 番 3 号

TEL 0597-49-0080

FAX 0597-49-0081

E-mail higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp